

# 平成30年度から介護保険料額が変わります

## ○ 65歳以上の方の介護保険料について

介護保険制度では、市町村ごとに高齢者人口、要介護（要支援）認定者数、介護サービス費用などを推計し、介護保険事業計画を3年ごとに策定しています。  
この推計をもとに、平成30年度から平成32年度までの介護保険料額を算定しています。

**豊頃町の基準保険料額 月額 4,845円**

## ○ あなたの介護保険料は？

介護保険料は、所得状況に応じて次の9つの区分に分けられます。

平成30年度介護保険料額				
所得段階	対象者	基準額	調整率	保険料額
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方 ・世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入+合計所得が80万円以下の方	月額 4,845円	× 0.45	26,200円/年
第2段階	・世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入+合計所得が80万円を超えて120万円以下の方		× 0.62	36,000円/年
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入+合計所得が120万円を超える方		× 0.75	43,600円/年
第4段階	世帯に町民税課税者がいるが、本人は非課税で、本人の年金収入+合計所得が80万円以下の方		× 0.87	50,500円/年
第5段階	世帯に町民税課税者がいるが、本人は非課税で、本人の年金収入+合計所得が80万円を超える方		× 1.0	58,100円/年
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が120万円未満の方		× 1.2	69,700円/年
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が120万円以上200万円未満の方		× 1.3	75,500円/年
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が200万円以上300万円未満の方		× 1.5	87,200円/年
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が300万円以上の方		× 1.7	98,800円/年

※年金収入 町民税の課税対象となる年金の収入です（障害年金・遺族年金は含まれません）。  
※合計所得 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことです。

## 介護保険料の納付方法

### < 特別徴収と普通徴収 >

年金が年額18万円以上の方は、保険料が年金から天引き（特別徴収）されます。

徴収額は、4・6・8月には前年度2月（平成30年2月）の保険料額をもとに仮に算定した保険料を納め（仮徴収）、10・12・2月は平成30年度町民税の課税状況から算定した保険料から仮徴収分を除いた額を納めます（本徴収）。

また、年金が年額18万円未満の方は、役場から送付する納付書により、役場窓口や口座振替で納めます（普通徴収）。

普通徴収の方は、口座振替にすると納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。

納付書が届きましたら、同封の「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、送付してください。

### < こんな時は普通徴収になります >

年金が年額18万円以上の方は、本来特別徴収により納めますが、次のような場合には一定期間、普通徴収により納めることとなります。

- ・年度途中で65歳になったとき
- ・他の市町村から転入したとき
- ・年金支給が一時差し止めになったとき
- ・前年度2月（平成30年2月）に保険料が天引きされていないとき など



問合せ先 役場福祉課介護保険係 ☎ (574) 2214

# 平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

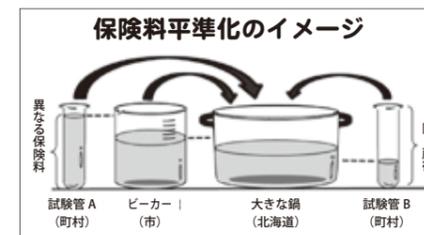
## 国民健康保険の都道府県単位化について

「継続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律」が平成27年5月に成立し、平成30年度からの国民健康保険は、都道府県が財政運営の責任主体となるため、北海道が安定的な財政運営や効率的な事業の確保など国保運営における中心的な役割を担うこととなります。

なお、国保の加入・脱退や給付等のお手続きは、平成30年度以降もこれまでと変わらず、役場の窓口で行います。

## 新たな国保制度の目的

- 市町村で大きな差がある保険料（税）を平準化し、全道で公平な負担に近づけていく。
- 市町村が抱える医療費増加リスクを、全道で分散させていく。



現在	・容器の高さ（所得）が同じでも、水位（保険料率）が大きく異なる。 ・容器が小さい（ビーカー・試験管=市町村の規模）ので、水が少しでも増えると、水位（保険料率）が急激に上昇する。
----	---

< 保険料平準化 > ↓ < リスクの分散 >

平成30年	・大きな鍋（北海道）に移すと、水位は同じ（同じ所得なら保険料は同じ水準）。 ・容器が大きい（大きな鍋=北海道）ので、水が多少増えても、水位（保険料率）がわずかに上昇しない。
-------	---

## 北海道と市町村の役割

平成30年度以降の北海道と市町村の役割は次のとおりです。

### 北海道の主な役割

- ・財政運営の責任主体
- ・国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、**広域化を推進**
- ・資格管理（都道府県単位）
- ・市町村ごとの標準保険料（税）率を算定・公表
- ・保険給付費等交付金の市町村への支払い

### 市町村の主な役割

- ・国保事業費納付金を北海道に納付
- ・資格管理（被保険者証等の発行）
- ・標準保険料（税）率等を参考に保険料（税）率を決定
- ・保険料（税）の賦課・徴収
- ・保険給付の決定、支給

## 制度改正に伴う国保加入者の影響等について

◀ 制度移行時において特別な手続き等は不要です。 ▶

注) お持ちの保険証等は、記載された有効期限までご利用いただけます。

注) 住所変更等の届出や給付の申請などは、今までどおり役場での手続きとなります。

### 変わらないこと（今までどおり役場で行う事務）

- ・国民健康保険の加入・喪失手続き・保険者証などの交付・療養費の手続き
- ・高額療養費の手続き・出産一時金の手続き・葬祭費の手続き・保険料（税）の賦課及び徴収
- ・特定健診等の保健事業

### 変わること

- ・国保加入者の資格管理（都道府県単位）  
これまで市町村ごとに行っていた被保険者の資格管理を北海道で行うこととなります。
- ・被保険者証の様式  
新しい保険者証には保険者として「北海道」が表記されます。  
保険証とは別に交付されていた「高齢受給者証」は、被保険者証と一つになって交付されます。
- ・高額療養費に多数回該当通算方法  
これまで市町村をまたいで転居した場合、高額療養費の該当回数は通算されませんでした。平成30年4月からは、北海道内での転居の場合で、世帯の継続性が保たれている場合、高額療養費の該当回数を通算されるようになります。（多数回該当とは、当月を含む過去12か月以内に高額療養費に該当したが月3回以上あった場合、4回目から自己負担額が低くなる制度）
- ・葬祭費  
北海道の統一基準により、葬祭費が3万円（1件あたり）になります。

問合せ先 役場福祉課保険係 ☎ (574) 2214